

食品安全委員会（第667回会合）議事概要

日 時:平成29年9月26日(火) 14:00~14:20
場 所:食品安全委員会大会議室
出席者:佐藤委員長ほか 6名出席
傍聴者:報道 1名、行政機関 1名、一般 2名

議事概要

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について ・農薬「ビシクロピロン」に係る食品健康影響評価について

→担当の吉田委員及び事務局から説明。

「ビシクロピロンの一日摂取許容量 (ADI) を0.00028 mg/kg 体重/日、一般の集団に対する急性参照用量 (ARfD) を2 mg/kg 体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量 (ARfD) を0.01 mg/kg 体重と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関 (厚生労働省) に通知することとなった。

・かび毒・自然毒等「フモニシン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「フモニシンの耐容一日摂取量 (TDI) を2 µg/kg 体重/日と設定することとし、併せてかび毒の汚染は、作物が収穫された年の気候等に影響され、年による変動が大きいことが推測されるため、リスク管理機関においてフモニシンによる汚染状況のモニタリングを行うとともに、その結果を踏まえて規格基準について検討することが望ましいと考える旨等をリスク管理機関に通知する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関 (厚生労働省及び農林水産省) に通知することとなった。

(2) ワーキンググループの設置について

→事務局から説明。

アレルギーを含む食品に関するワーキンググループ及び香料ワーキンググループの設置について、了承された。